

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額を引き上げるとともに、その他規定の整理をするためのものである。

2 改正の主な内容

(1) 公務災害補償の算定の基礎となる補償基礎額の改定

<改定前>

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	5,660円	7,352円	8,670円	9,612円	10,411円	11,085円
学校薬剤師の補償基礎額	4,243円	4,926円	5,864円	6,853円	7,815円	8,509円

<改定後>

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	5,943円	7,720円	9,400円	10,653円	11,538円	11,285円
学校薬剤師の補償基礎額	5,020円	6,048円	6,880円	8,078円	8,998円	9,475円

(2) 補償基礎額の改定に伴う所要の改定

同表の備考第二号(二)中「医師及び歯科医師にあつては四年、薬剤師にあつては五年」を「四年」に改め、同号中(三)を削り、(四)を(三)とし、(五)を(四)とし、(六)を(五)とする。

3 施行時期

公布の日

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する 条例施行規則の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額が定められたことに伴い、年齢階層ごとの補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を改めるためのものである。

2 改正の内容

別表第1（第1条の2関係）



年齢階層ごとに補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として教育委員会が定める額は、別表第1のとおりとする。

改正前		
年齢階層	最低限度額	最高限度額
25歳未満	5,007円	12,935円
25歳以上30歳未満	5,618円	13,634円
30歳以上35歳未満	6,112円	16,130円
35歳以上40歳未満	6,527円	18,535円
40歳以上45歳未満	6,741円	21,911円
45歳以上50歳未満	6,861円	24,455円
50歳以上55歳未満	6,479円	24,995円
55歳以上60歳未満	5,811円	23,171円
60歳以上65歳未満	4,683円	19,816円
65歳以上70歳未満	3,950円	14,376円
70歳以上	3,950円	12,935円

改正後		
年齢階層	最低限度額	最高限度額
25歳未満	5,024円	13,040円
25歳以上30歳未満	5,611円	13,447円
30歳以上35歳未満	6,104円	16,281円
35歳以上40歳未満	6,524円	18,834円
40歳以上45歳未満	6,601円	21,784円
45歳以上50歳未満	6,708円	24,532円
50歳以上55歳未満	6,375円	25,376円
55歳以上60歳未満	5,922円	24,114円
60歳以上65歳未満	4,723円	19,167円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,001円
70歳以上	3,930円	13,040円

3 施行年月日

公布の日